

「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」及び
「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」事前申請要領

平成 28 年 9 月 26 日
住宅局住宅生産課

この度、平成 27 年 7 月 8 日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法 以下、「法」)に基づき、平成 29 年度から登録開始予定の「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」及び「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」に係る登録の事前申請受付を平成 28 年 10 月より、開始します。

下記のとおり、登録基準を参照した上で申請書に必要書類を添付して、5. 申請書類提出先まで提出をお願いします(郵送の場合は、5. 申請書類提出先 まで送付をお願いします。)

記

1. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(登録省エネ判定機関)

(1) 機関概要

大規模非住宅の基準適合義務化に関して、省エネルギー基準への適合性判定を専門的に行う機関。

(2) 登録基準(法第四十一条第一項各号)

- ① 適合性判定員^{*}が適合性判定を実施し、その数が判定を行おうとする特定建築物の棟数に応じて定められた数以上であること(下表の建物区分毎に行う判定の棟数を下欄の係数で除した数の合計かつ2以上であること等)

特定建築物の面積区分	1万㎡未満	1万～5万㎡	5万㎡以上
係数	350	250	120

<※適合性判定員>

一級建築士、建築基準適合判定資格者、又は建築設備士であって所定の講習を修了した者。

② 建築物関連事業者※に支配されているものでないこと((1)～(3)に該当しないものであること)

(1)建築物関連事業者がその会社の親法人(会社法第八百七十三条第一項に規定する親法人)である。

(2)役員に占める建築物関連事業者の役員又は職員(過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む)の割合が2分の1超である。

(3)登録申請者(法人の場合その代表権を持つ役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む)である。

※建築物関連事業者とは、業として建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者

③判定の業務を適正に行うために判定の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること

規則第二十八条第三号により、「役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。」が求められているが、適合性判定員であることは要件となっていない。

なお、指定確認検査機関の担当役員や登録住宅性能評価機関の専任の管理者等と兼務することは可能。

④債務超過の状態にないこと

直近事業年度の貸借対照表上、資産より負債が多い状態ではないこと。

⑤その他

登録省エネ判定機関は、指定確認検査機関や指定構造計算適合性判定機関等と機関を兼ねることが可能であり、建築確認や構造適判等の業務と同一の部署で省エネ適判の業務を行うことが可能。

また、同一の物件について、同一の機関が建築確認・検査と省エネ適判の両方の業務を行うことも可能。

なお、いずれの場合も秘密の保持、業務の適正な管理の確保等は必要となる。

(3) 事前申請書類(規則第十一条各号)

① 申請書(別記様式第九)

下記国土交通省住宅局HPよりダウンロード可。同じ様式を本要領後半にも添付。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

② 添付書類

(1) 定款及び登記事項証明書

法務局が交付する登記事項証明書(直近の登記事項証明書のコピーで可。ただし、本申請の際は、申請日の一ヶ月以内の登記簿の原本を提出。)

個人の場合は、定款、商号登記簿。

なお、定款に建築物消費性能適合性判定業務を実施することが明確でない場合は、定款変更が必要。

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。

ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

(3) 申請に係る意思の決定を証する書類

理事会議事録、役員会議事録、その他議事録などの書面の写し等。個人の場合は、意思決定の申立書。様式自由。

(4) 申請者(法人にあっては、その役員(持分会社にあっては、業務を執行する社員。))の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第四十一条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。))の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。))である場合にあっては、その旨を含む。)を記載した書類

法人の場合は、役員一覧表、履歴書。個人の場合は、申請者の氏名及び略歴を記載した書類。様式自由。

(5) 主要な株主の構成を記載した書類

金融商品取引法にある有価証券大量保有者とされている5%以上の株主を主に記載した書類。様式自由。

- (6) 組織及び運営に関する事項(建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務(以下「判定の業務」という。)以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。)を記載した書類

組織図、組織規定等の書類。様式自由。

- (7) 申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者(同条第一号に規定する者にあっては、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。第三十条第七号において同じ。)に該当しない旨の市町村の長の証明書

法人の場合は、市町村の長が発行する身分証明書。ただし、役員が外国人(日本国籍がない)である場合は、誓約書で代用可とする。個人の場合は、申請者に係る書類。事前申請に際しては、直近に取得した書類の写しで可。正式申請の際は、原本を取得して提出。

- (8) 申請者が法第四十条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書。ただし、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。)については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

平成12年4月1日以降の成年後見人制度により法務局が発行する書類。外国人(日本国籍がない)の場合でも、日本に住所又は居所があれば発行される。個人の場合は、申請者に係る書類。事前申請に際しては、直近に取得した書類の写しで可。正式申請の際は、原本を取得して提出。

- (9) 申請者が法第四十条第三号から第五号までに該当しない旨を誓約する書面

法人の場合は、下記事項に該当しない旨の誓約書。個人の場合は、申請者に係る書類。様式自由。

(参考)法第四十条

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二

- 年を経過しない者
- 四 第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 五 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(10) 判定の業務の計画棟数を記載した書類(別記様式第十)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

(11) 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類。様式自由。

(12) 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が規則第十二条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類(※規則第十二条各号:一級建築士、建築基準適合判定資格者、又は建築設備士であって所定の講習を修了した者)

略歴の他、一級建築士、建築基準適合判定資格者、又は建築設備士の資格の証明書の写し及び所定の講習の修了証の写し。

なお、(一財)建築環境・省エネルギー機構が主催する「省エネ適合性判定に関する講習」を修了した者については、修了証の写し。

ただし、事前申請に際し、平成28年度中に「省エネ適合性判定に関する講習」を受講予定の者であって、事前申請時点において修了していない者については、略歴の他、一級建築士、建築基準適合判定資格者、又は建築設備士の資格の証明書の写しのみで可。

(13) その他参考となる事項を記載した書類

- ・法第四十一条に規定する適合性判定員の数の根拠となる書類(様式第十の積算資料)
- ・損害保険書類(規則第二十八条第五号に基づく加入内容(保険金額、免責事項))
- ・判定業務規程届出書(規則第二十九条第一項関係(様式第十二))
国土交通省住宅局HPにひな形を掲載予定
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html
- ・パンフレット(機関の概要)など参考になるもの 任意

※ この他、登録に際しては、登録免許税法別表第一第一百五十五の二(一)に基づく登録免許税の納付(一件、九万円)が必要。納付済み領収書を別途指定する日までに提出。

2. 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(登録省エネ評価機関)

(1) 機関概要

省エネ基準で評価できない新技術(特殊の構造・設備)を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する性能評価を行う機関。

(2) 登録基準(法第五十八条第一項各号)

① 評価員(法第五十九条)が評価を実施し、その数が3以上であること

<評価員の要件>

登録省エネ評価機関は、次に掲げる者のうちから評価員を選任しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者
- 二 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

② 建築物関連事業者に支配されているものでないこと (登録省エネ判定機関に同じ)

③ 評価の業務を適正に行うために評価の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること

規則第三十一条第三号により、「役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。」が求められているが、評価員であることは要件となっていない。

④ 債務超過の状態にないこと。 (登録省エネ判定機関に同じ)

(3) 事前申請書類(規則第三十条各号)

① 申請書(様式第十四)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

② 添付書類

(1) 定款及び登記事項証明書

法務局が交付する登記事項証明書(直近の登記事項証明書のコピー可。ただし、本申請の際は、申請日の一ヶ月以内の登記簿の原本を提出。)。個人の場合は、定款、商号登記簿。

なお、定款に建築物消費性能評価業務を実施することが明確でない場合は、定款変更が必要。

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。

ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

(3) 申請に係る意思の決定を証する書類

理事会議事録、役員会議事録、その他議事録などの書面の写し等。個人の場合は、意思決定の申立書。様式自由。

(4) 申請者(法人にあっては、その役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員。以下同じ。)の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第四十一条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。)の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)である場合にあっては、その旨を含む。第三十条第四号において同じ。))を記載した書類

法人の場合は、役員一覧表、履歴書。個人の場合は、申請者の氏名及び略歴を記載した書類。様式自由。

(5) 主要な株主の構成を記載した書類

金融商品取引法にある有価証券大量保有者とされている5%以上の株主を主に記載した書類。様式自由。

- (6) 組織及び運営に関する事項(建築物エネルギー消費性能評価の業務(以下「評価の業務」という。)以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。)を記載した書類

組織図、組織規定等の書類。様式自由。

- (7) 申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者(同条第一号に規定する者にあっては、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。第三十条第七号において同じ。)に該当しない旨の市町村の長の証明書

法人の場合は、市町村の長が発行する身分証明書。ただし、役員が外国人(日本国籍がない)である場合は、誓約書で代用可とする。個人の場合は、申請者に係る書類。事前申請に際しては、直近に取得した書類の写しで可。正式申請の際は、原本を取得して提出。

- (8) 申請者が法第四十条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書。ただし、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。)については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

平成12年4月1日以降の成年後見人制度により法務局が発行する書類。外国人(日本国籍がない)の場合でも、日本に住所又は居所があれば発行される。個人の場合は、申請者に係る書類。事前申請に際しては、直近に取得した書類の写しで可。正式申請の際は、原本を取得して提出。

- (9) 申請者が法第四十条第三号から第五号までに該当しない旨を誓約する書面

法人の場合は、下記事項に該当しない旨の誓約書。個人の場合は、申請者に係る書類。様式自由。

(参考)法第四十条

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二

年を経過しない者

四 第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

五 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類。様式自由。

(11) 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第五十九条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(※法第五十九条各号:①学校教育法に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 ②建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者 ③前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者)

略歴の他、大学・機関等の在職証明書の写し、名誉教授を選任する場合は選任予定機関による法第五十九条に適合する旨の証明書(様式自由)、等。

(12) その他参考となる事項を記載した書類

- ・損害保険書類(規則第三十一条第五号に基づく加入内容(保険金額、免責事項))
- ・評価業務規程届出書(規則第三十二条第一項関係(様式第十五))
国土交通省住宅局HPにひな形を掲載予定
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html
- ・パンフレット(機関の概要)など参考になるもの 任意

※ この他、登録に際しては、登録免許税法別表第一第一百五十五の二(二)に基づく登録免許税の納付(一件、九万円)が必要。納付済み領収書を別途指定する日までに提出。

3. 事前申請受付期間

平成28年10月3日(月)～

4. 申請書類提出部数

正1部、副2部

5. 申請書類提出先

(1) 持参の場合

国土交通省住宅局住宅生産課監督班(中央合同庁舎3号館2F217号室)

※住所は郵送宛先と同様

(2) 郵送の場合

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課監督班 宛

※郵送事故等回避のため、郵送の際は、配達証明等必ず到着確認ができる方法にて郵送下さい。

6. 申請及び登録にかかる今後のスケジュール

平成28年10月3日

事前申請受付開始

平成29年度

登録開始

以上
(以下、申請書類等様式集)